



国連生物多様性の10年

2020年愛知目標の達成を目指す関係省庁の「加速する施策」について (お知らせ)

平成28年11月24日(木)
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室
(代表:03-3581-3351)
(直通:03-5521-8275)
室長:中尾 文子 (内:6480)
室長補佐:荒牧 まりさ (内:6481)
室長補佐:八元 綾 (内:6483)
専門官:橋本 和彦 (内:6483)

第12回生物多様性条約締約国会議(COP12、平成26年10月、韓国ピョンチャン)において決定された愛知目標の中間評価を受けて、関係省庁は、現行の国家戦略の着実な実施に加え、新規の施策を開始又は従前からの施策を強化することにより、愛知目標達成のため今後一層加速させる具体的施策「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」をとりまとめました。

1. 策定経緯

COP12において決定された愛知目標の中間評価では、目標達成に向けて進展はあるものの、今後更なる取組の必要があるとされました。

これを受けて関係省庁(*1)は、愛知目標の2020年までの達成に向け、現行の国家戦略の着実な実施に加え、平成28年度の環境基本計画(生物多様性分野)の点検において指摘された「今後対応すべき課題」(*2)を踏まえ、今後一層加速させる具体的施策をとりまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策(以下「加速する施策」)」を公表することとしました。

これは、生物多様性国家戦略の国別目標の確実な達成を目指して、新規施策の実施や従前からの施策を強化することにより、生物多様性条約全体の取組である愛知目標の達成を目指すものです。

2. 内容

「加速する施策」は、我が国の生物多様性を巡る現状や課題を踏まえ、次のとおり、大きく3つの取組で構成されており、既存の取組の強化のほか、現行の生物多様性国家戦略には含まれない4件の新規の取組を加え、愛知目標の達成を目指します。

(1) 生物多様性の主流化に向けた取組の強化

① 国民理解の増進、事業者の意識・取組の向上

【新規】国立公園の利用者から、我が国の優れた自然の保全と利用の重要性の理解を得、その自然に育まれた伝統文化や食などの生態系サービスを活かした地元経済の活性化が促せるよう、国立公園のブランド化を図る。(国立公園満喫プロジェクト)

【新規】国連生物多様性の10年委員会(UNDB-J)のMy行動宣言の更なる促進につながる農林水産関係アクションの普及・啓発により、エコツーリズム、森林ボランティア及び藻場の再生等の農林水産分野に関する生物多様性保全に資する活動を国民の間に拡大する。

② 自然環境及び生物多様性に関する基礎情報の収集

(2) 生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用

① 生態系ネットワークの形成/地域循環圏・自然共生圏の構築

【新規】防災・減災や持続可能な社会づくり、グリーンインフラ等の観点も踏まえた自然再生の取組の推進を図る。

② 気候変動の影響への適応、地域づくりへの生態系の機能の活用等

【新規】社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然生態系の有する防災・減災機能を含む自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域作りを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する。適切な国土利用・管理に資する生態系の活用のあり方を検討するため、活用手法や効果測定手法等の調査研究を推進する。

③ 農林水産分野の生物多様性保全に資する取組

④ 名古屋議定書の締結と国内措置の実施

(3) 野生生物の保護管理と外来種対策の加速

① 鳥獣の保護管理

② 希少種対策

③ 外来種対策

3. 参考

(*1) 関係省庁：(生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議 構成府省)

内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(*2) 今後対応すべき課題

<http://www.env.go.jp/council/02policy/y020-87b/mat01.pdf> (P.154~157)

<経緯>

COP12（平成26年10月、韓国ピョンチャン）において決定された愛知目標の中間評価では、取組は全体的に進んでいるものの、愛知目標の達成のためにはさらに加速する必要があるとされた。

これを受けて関係省庁は、現行の国家戦略の着実な実施に加え、平成28年度の環境基本計画（生物多様性分野）の点検において指摘された「今後対応すべき課題」を踏まえ、新規の施策を開始又は従前からの施策を強化することにより、愛知目標達成のため今後一層加速させる具体的施策をとりまとめて公表することとした。



＜生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する国別目標と具体的施策＞

＊【課題】の事項は、平成 28 年度環境基本計画の生物多様性分野の点検時に指摘された「今後の課題」による。

(1) 生物多様性の主流化に向けた取組の強化

① 国民理解の増進、事業者の意識・取組の向上

- A-1-1 生物多様性の広報・教育・普及啓発等を充実・強化する。(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- A-1-2 生物多様性及び生態系サービスの経済的な評価などによる可視化の取組を推進する。(環境省、農林水産省、国土交通省)
- A-1-4 生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画等の策定を促進する。また、奨励措置による生物多様性への影響の考慮や生物多様性に配慮した奨励措置を実施する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

【課題】

- ひとりひとりの主体的な取組を促すため、日常の暮らしと生物多様性との関係性と生物多様性を守るための具体的な行動を、事業者、市民等の様々な関係主体や幅広い世代に対して、わかりやすく伝えることが必要である。
- 国民のライフスタイルの転換を図り、生物多様性の社会における主流化を継続して進めていく必要がある。特に、経済社会の主たる担い手である事業者の、調達を含む事業活動における生物多様性に関する取組を進めることの重要性を認識する必要がある。
- より多くの主体に生物多様性保全に直接かかわってもらうことが必要である。今後は、事業者の本業における取組や事業経営判断への統合に資するための取組を検討し、推進することが必要である。
- 地域戦略の有効性を示し、より効果的に取り組めるよう様々な観点から支援のあり方を検討することにより、地域戦略策定を更に進めていく必要がある。
- 政策決定、企業の経営、消費者の商品選択等の意思決定に組み込むため、具体的な政策への活用に向けた方策検討と、社会的・経済的に利用し得るツールを開発していく必要がある。
- 個々の政策目的に応じて実施されている経済価値評価等の取組について情報を共有し、総合的な視点から具体的な政策に結びつけていくことが必要である。

【具体的施策】

- 国立公園の利用者から、我が国の優れた自然の保全と利用の重要性の理解を得、その自然に育まれた伝統文化や食などの生態系サービスを活かした地元経済の活性化が促せるよう、国立公園のブランド化を図る。(国立公園満喫プロジェクト)【新規】(環境省)
- 国立公園等における自然ふれあい行事の実施や、国立公園等の管理運営に協力するボランティア人材の育成及び資質の向上により、国立公園等の魅力を高めることとし、国立公園等の利用者数の増加や地域活性化に寄与する。【強化】(環境省)
- エコツーリズムを普及・推進するためのエコツーリズムの概念が、国民に広く理解される必要があるため、環境省ホームページによる情報発信や、エコツーリズムに関するイベントを開催するなど、エコツーリズムに対する国民の認知度を向上させる。【強化】(環境省)
- 森里川海の維持・再生を図りつつ、そこからの恵みを活用する、経済社会(地域循環共生

圏)の構築に向けて、「安心・安全」「子育て」「おしゃれ」など各世代の目線にあわせた普及啓発や教材づくりを行うことで、ライフスタイルの変革や自然の中で遊ぶ子どもの復活をはかる。(「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト)【強化】(環境省)

- 多様な主体や幅広い世代に対する「生物多様性の主流化」に向け、国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)において、2020年までの具体的な取組と目標をまとめた「ロードマップ」に基づいて関係主体が連携した取組を推進する。【強化】(環境省)
- 「生物多様性民間参画ガイドライン」の改訂検討や、事業者団体による取組を促進すること等を通じて、調達を含む事業者の本業における生物多様性に関する取組を促進する。【強化】(環境省)
- 生物多様性と生態系サービスにかかる将来予測や経済価値評価を実施する。また、生物多様性と生態系サービスが社会活動の意思決定に組み込むために有効な方策を検討することを目的として必要な調査・検討を行う。【強化】(環境省)
- 森林等、地域に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することで、CO2削減や森林等の保全・再生に貢献することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行う。【強化】(環境省)
- 企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引き及びパンフレットの活用や、農林漁業者と企業等の新たな連携を促すことを目的としたシンポジウムの開催等により、農家と消費者及び企業を含む広い範囲で農林水産分野における生物多様性保全活動を推進する。【強化】(農林水産省)
- 国連生物多様性の10年委員会(UNDB-J)のMy行動宣言の更なる促進につながる農林水産関係アクションの普及・啓発により、エコツーリズム、森林ボランティア及び藻場の再生等の農林水産分野に関する生物多様性保全に資する活動を国民の間に拡大する。【新規】(農林水産省)
- 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、消費者向けのパンフレット等を通じた普及啓発を推進する。【強化】(農林水産省)
- 省エネルギー、低炭素化、生物多様性などの環境に配慮した優良な不動産が、投資家などを含む多様な関係者に認識・評価され、市場において持続的な投資が促進されるよう、関係省庁とも連携して、グリーンリースの普及に向けた取組等を行う。【強化】(国土交通省)
- 平成25年度に策定した「都市の生物多様性指標(素案)」の普及啓発を図るため、幅広い自治体が活用できる「都市の生物多様性指標(素案)」の簡易版を開発し、都市における生物多様性保全の取組を一層推進する。【強化】(国土交通省)
- 各地方自治体において生物多様性地域戦略の策定が進むよう、有用な情報を提供するため、既存の地域戦略を対象に地域戦略策定による効果や優良事例に関する調査を行う。【強化】(環境省)
- 子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもの体験活動の充実を図るため、引き続き「子どもの水辺」再発見プロジェクトを推進するとともに、川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを推進する。【強化】(国土交通省、文部科学省、環境省)
- 海辺の自然環境を活かして、地方自治体、教育機関、NPO等と連携して児童や親子を対象とした自然体験・環境教育プログラムを開催し、みなとの自然環境の大切さを学ぶ機会

の充実を図る。【強化】（国土交通省）

- 都市公園等において、利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備について引き続き推進する。【強化】（国土交通省）

② 自然環境及び生物多様性に関する基礎情報の収集

E-2-2 2020年までに、自然環境保全基礎調査をはじめとした自然環境データの充実と継続的な更新、速報性の向上を行うとともに、各主体間の連携によるデータの収集・提供・共有等の体制を整備する。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

【課題】

- 自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上を進めていくことが必要である。

【具体的施策】

- 自然環境保全基礎調査として実施している、植生図作成については2020年までに全国整備を概ね完了させることを目指して作業を進めるなど、自然環境及び生物多様性に関する継続した調査の実施によるデータの充実を図るとともに、速報性の向上を図る。また、モニタリングサイト1000や「いきものログ」等を活用した様々な主体の連携によるデータの収集を進めるとともに、生物多様性情報システムを活用したデータの提供・共有を一層推進する。【強化】（環境省）

（2）生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用

① 生態系ネットワークの形成／地域循環圏・自然共生圏の構築

B-1-2 2020年までに自然生息地の損失速度が少なくとも半減、また、可能な場合にはゼロに近づき、また、自然生息地の劣化・分断を顕著に減少させるため、生態系ネットワークの形成や湿地、干潟の再生等必要な取組を行う。（環境省、農林水産省、国土交通省）

C-1-3 生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、さまざまな空間レベルにおける計画策定や事業実施に向けた条件整備を進める。また、広域圏レベルにおける生態系ネットワークの方策を検討し、その形成を推進する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

【課題】

- 生物多様性の恵みを支える健全な物質循環確保も課題となっている。
- 森・里・川・海が生み出す生態系サービスの需給による自然的なつながりや、資金循環や人口交流等による経済的なつながり深めていく「地域循環共生圏」構築の実現化に向けた施策を進めていくことが必要である。
- 生物多様性の保全、生物相の回復や自然再生を図るにあたっては、地域のみならず国土全体の視点も踏まえた生態系ネットワークの形成を進めることが重要となる。
- 自然が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの考え方等の観点も踏まえた自然再生の取組を推進していくことが重要である。

【具体的施策】

- 森里川海の維持・再生を図りつつ、そこからの恵みを活用する、経済社会（地域循環共生

圏)の構築に向けて、地方公共団体及び地方公共団体と連携して取組を行う民間団体や協議会等とともに、全国で実証事業を実施していく。「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト【強化】(環境省)

- 生態系ネットワークの核となる平成27・28年度に選定した重要地域(里地里山、湿地、海域)の保全・再生を多様な主体の参画のもとに引き続き推進する。【強化】(環境省)
- 防災・減災や持続可能な社会づくり、グリーンインフラ等の観点も踏まえた自然再生の取組の推進を図る。【新規】(環境省、農林水産省、国土交通省)
- 湿地の保全、そのネットワークの構築及び維持、自然再生事業等による自然環境の再生、多自然川づくり等を進めるとともに、自然環境を把握するための調査、モニタリング等を充実させ、効果的な施策の推進を図る。【強化】(国土交通省)
- 緑の基本計画等に基づいた、地方公共団体等が行う生物多様性の拠点となる緑地の保全や都市公園等の整備による水と緑のネットワークの形成を推進する。【強化】(国土交通省)
- 「国立・国定公園総点検事業」の結果等を踏まえ、国立・国定公園等の新規指定や拡張を進める。【強化】(環境省)
- 「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の抽出結果を踏まえ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する。【強化】(環境省)
- サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020に基づき、モデル事業や情報共有等を通じて対策を推進する。【強化】(環境省)
- 国有林野において、原生的な森林生態系等を保護する「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」を設定し、継続的なモニタリング調査等を通じて状況を把握すると共に、溪流等と一体となった森林の連続性を確保し、森林生態系ネットワークの形成に努める。【強化】(農林水産省)
- 地域住民や自然保護団体等と協働・連携しつつ、それぞれの地域や森林の特色を活かした森林管理が期待される地域において、モデルプロジェクトを推進する。【強化】(農林水産省)
- 海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進する。【強化】(農林水産省)
- 多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備及び港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟・藻場等の再生、深掘り跡の埋め戻しを推進する。【強化】(国土交通省)

② 気候変動の影響への適応、地域づくりへの生態系の機能の活用等

- | |
|---|
| D-2-2 生態系の保全と回復対策を推進し、これにより気候変動の緩和と適応に貢献する対策を推進する。(環境省、農林水産省、国土交通省) |
| E-2-1 地域の自然特性に応じてつちかわれてきた伝統的生活文化の智慧や資源利用技術を再評価し、継承・活用の促進を図る。(環境省、文部科学省) |

【課題】

- 自然が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの考え方等の観点も踏まえた自然再生の取組を推進していくことが重要である。

- 最新の知見に基づいて、生物多様性分野における気候変動の適応策について検討し、対策を推進していく必要がある。
- 社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を、積極的に推進することが重要である。
- 自然資源を活用した総合的な地域づくりの中で十分に活用されるよう、努めることが必要である。
- 東アジア（東南アジア含む）由来の海洋ごみの実態把握を進めるため、我が国の調査海域を拡大するとともに、東アジア地域における海洋ごみ調査に係る人材育成の強化を図る必要がある。

【具体的施策】

- 政府の気候変動の影響への適応計画を受け、引き続き科学的知見を集積するとともに、最新の知見に基づいて、生物多様性分野における適応に関する取組を推進する。【強化】（環境省、農林水産省）
- 社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然生態系の有する防災・減災機能を含む自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する。適切な国土利用・管理に資する生態系の活用のあり方を検討するため、活用手法や効果測定手法等の調査研究を推進する。【新規】（国土交通省、農林水産省、環境省）
- 森林の整備、木材及び木質バイオマス利用等の森林吸収源対策を着実に推進する。【強化】（農林水産省）
- 里地里山等地域に賦存する木質バイオマス資源等を持続的に活用し、里地里山地域等の保全・再生や地域内のCO₂削減を推進する。【強化】（環境省）
- 都市公園の整備等の緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行い、我が国の地球温暖化対策を引き続き推進する。【強化】（国土交通省）
- 海洋における炭素固定（ブルーカーボン）を利用した気候変動の緩和機能等の定量的評価手法について、調査・研究を推進する。【強化】（国土交通省）
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するとともに、マイクロプラスチックに含まれる有害物質の抽出等を実施する。また、今後は日本の沿岸域に加え、我が国南方海域における東アジア等由来の海洋ごみの実態把握に努める。さらに、二国間、多国間の国際的枠組みの下、海洋ごみに係る共同調査の実施、科学者によるワークショップの開催等に取り組む。【強化】（環境省）

③ 農林水産分野の生物多様性保全に資する取組

- B-2-1 持続的に営まれる、農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と、生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。（農林水産省）
- B-2-2 森林計画等に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進し、生物多様性の保全を含めた森林の多面的機能の持続的発揮を図る。また、国際的に合意された「基準・指標」の考えに即し、森林の生物多様性の動向を把握する森林生態系多様性基礎調査（モニタ

リング調査)を推進する。(農林水産省)

- B-2-3 藻場・干潟等の保全・再生、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備、マグロ類を含む高度回遊性魚類の持続的利用・管理のための国際協力、資源管理指針・資源管理計画体制の下での資源管理、生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全等を推進することにより、持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。(農林水産省)
- D-1-1 持続的な森林経営を確立し、多様で健全な森林の整備・保全を推進することで、水源涵養等の多面的機能の発揮を図る。(農林水産省)
- D-1-2 農業の持続的な営みを通じて、農村環境の保全・利用と地域資源活用を図る。(農林水産省)

【課題】

- 農林水産業の分野でも生物多様性の保全に資する様々な取組を引き続き推進していく必要がある。多様な主体の参加を促すため、農林水産業が生物多様性の保全に果たしている役割をわかりやすく示していくことが必要である。

【具体的施策】

- 農業者一人ひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を促進する。【強化】(農林水産省)
- たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入を促進する(エコファーマーの認定)。【強化】(農林水産省)
- 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する(環境保全型農業直接支払交付金)。【強化】(農林水産省)
- 農業生産活動の高いレベルの持続可能性を確保するため、農薬や肥料による環境負荷の低減等の保全の取組や生物多様性への配慮の取組が含まれた農業生産工程管理(GAP)の普及を推進する。【強化】(農林水産省)
- 農業生産基盤の整備において、生物多様性に配慮した生態系のネットワークの保全を推進する。【強化】(農林水産省)
- 農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動や、地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動を支援する。【強化】(農林水産省)
- 生物多様性保全を含む多面的機能が発揮されるよう、森林計画制度の適切な運用とともに、多様で健全な森林の整備・保全等を推進。森林生態系多様性基礎調査については、調査結果の解析や得られたデータの有効な活用について、引き続き取り組んでいく。【強化】(農林水産省)
- 公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進する。【強化】(農林水産省)
- 生物多様性に配慮した漁業管理や混獲回避に向けた取組を推進するとともに、漁業者等に対し混獲回避技術の普及・啓発を実施する。【強化】(農林水産省)

④ 名古屋議定書の締結と国内措置の実施

D-3-1 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置や普及啓発等の実施により名古屋議定書の義務を着実に実施する。(環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【課題】

- 可能な限り早期に、名古屋議定書を締結し、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することが必要である。

【具体的施策】

- 可能な限り早期に、名古屋議定書を締結し、遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置や普及啓発等の実施により名古屋議定書の義務を着実に実施する。【強化】(環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- 農林水産分野において、海外からの適切な遺伝資源の導入促進のための取組を実施する。【強化】(農林水産省)

(3) 野生生物の保護管理と外来種対策の加速

① 鳥獣の保護管理

B-1-3 鳥獣の個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策の着実な実施のため、保護管理技術の充実、生息状況等に関する調査の促進等を行うほか、2015 年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しを行うとともに、2020 年までに保護管理の担い手を確保するための仕組みづくりとその運用を行う。(環境省)

B-1-4 個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、鳥獣による農作物被害を防止するための取組を総合的に推進し、広域的かつ効果的な鳥獣による森林被害対策を推進するとともに、鳥獣の生育環境を確保するため、多様な森林の整備・保全を図るなど、鳥獣との共生にも配慮した対策を推進する。(農林水産省)

【課題】

- 科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を推進する必要がある。
- 関係省庁や多様な主体が連携しながら、広域的かつ効果的な野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進することが不可欠である。

【具体的施策】

- 「ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後までに半減する」という「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成 25 年 12 月、農林水産省・環境省作成)の目標実現に向け、指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカ、イノシシの捕獲について都道府県を交付金等で支援すること等により、「鳥獣の管理」をより一層推進する。【強化】(環境省)
- 狩猟者が減少し、高齢化が進んでいることから、鳥獣の管理に貢献しうる狩猟者の育成・確保とともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制のより一層の強化を図る。【強化】(環境省)

- 鳥獣の管理の強化に伴う鉛製銃弾による鳥類への影響や事故の発生等に適切に対応するとともに、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に適切に対応した科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を推進する。【強化】（環境省）
- 鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づき、市町村が中心となって取り組む地域ぐるみの被害対策を支援するとともに、被害防止対策の担い手である鳥獣被害対策実施隊の設置促進及び体制強化を推進する。また、増加する捕獲個体について、食肉（ジビエ）等への利活用を推進し、加えて、関係省庁や多様な主体が連携しながら、広域的かつ効果的な野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進する。【強化】（農林水産省）

② 希少種対策

C-2-2 2020年までに、特に絶滅のおそれが高い種であり規制による対策効果が高いと考えられる種から優先順位をつけて、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定を着実に推進する。同法に基づく保護増殖事業計画の策定等を通じて保護増殖の取組を推進するとともに、それぞれの種や分類群の特徴に応じた保全手法・技術の改善を図る。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

【課題】

- 絶滅危惧種の生息・生育状況等に関する科学的知見を充実するとともに、具体的な保全施策の検討・実施において多様な主体との更なる連携を図る必要がある。
- これまでレッドリストの評価対象としていなかった海洋生物についても、種の絶滅の危険度を科学的に評価することが重要である。
- 長期的な視点に立って、種の生息・生育状況に鑑み、保護増殖事業の効率化に向けた対策を検討する必要がある。

【具体的施策】

- 第5次レッドリストの改訂に向け、種の絶滅の危険度を的確に評価するため、全ての分類群において定量的評価を採用し、現地調査の充実を含めて科学的知見の蓄積を促進する。また、海洋生物に関するレッドリストについては、第1次のレッドリストを公表するとともに、既存のレッドリストとの統合に向けた検討を行う。【強化】（環境省）
- 種の保存法にもとづく国内希少野生動植物種については、更なる追加指定を目指すとともに、様々な種の保全対策の検討及び効果検証をしながら、引き続き政策の充実・強化を図る。その際、法令以外の様々な制度による施策も含め、多様な主体の連携による取組の推進を図る。【強化】（環境省）
- 多くの絶滅危惧種が生息・生育する二次的自然に分布する種等について適切に保全対象としていくため、種の保存法における種指定制度の拡充について検討を進める。【強化】（環境省）
- 種の生息・生育状況に改善が見られる種については、保護増殖事業の終了又は効率化に向けた検討を実施する。一方、生息域外保全を進める種においては、動植物園をはじめとする関係者等と連携して、引き続き飼育繁殖技術の確立に向けた取組を進めていく。また、動植物園等の公的機能明確化と社会的な認知度の向上等をはかるために、希少種の保全に取り組む動植物園等を種の保存法に基づき認定する制度の創設について検討を進める。【強化】（環境省）

- 国有林野内に生息・生育している希少野生動植物種の保護に必要な事業を推進する。【強化】（農林水産省）

③ 外来種対策

B-4-3 優先度の高い侵略的外来種について、制御もしくは根絶するとともに、これらの取組等を通じて希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。（環境省、農林水産省）

【課題】

- 特定外来生物の指定を進めることが必要である。
- 「生態系被害防止外来種リスト」・「外来種被害防止行動計画」を踏まえ、外来種対策についての地方公共団体等との情報共有を行うことが不可欠である。

【具体的施策】

- 「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえ、被害の未然防止の観点から特定外来生物の指定を進める。【強化】（環境省、農林水産省）
- 「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」を踏まえ、地方自治体、国民等に対し、外来種問題・対策の普及啓発等を進めるとともに、外来種及びそれらの計画的かつ効果的な防除の推進について地方公共団体等との情報共有を行う。【強化】（環境省、農林水産省、国土交通省）